

福岡県医発第 471 号（総）
平成 19 年 6 月 15 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

平成 19 年度福岡県農薬安全使用運動の実施について

標記について、福岡県保健福祉部長及び農政部長より、6 月は水田の田植えの最盛期にあたることや、時期的に各作物に発生する病害虫の増加に伴い、農薬を使用する機会が年間を通じ最も多くなる時期であるため、農薬に起因する事故を防止することを目的に、本年も別紙要領のとおり本運動を実施する旨連絡がありました。

本運動に対し医療機関としては、別紙要領の第 6 にありますように保健所並びに管内医療機関等との連携をとりながら農薬事故の把握に協力することにあります。

つきましては、貴会におかれましても本運動の趣旨をご理解いただき、貴会会員へご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 永田正和



19 薬 第833号
19農技 第1237号
平成19年5月31日

各機関（団体）の長 殿

福岡県保健福祉部長
(薬務課生産指導係)

福岡県農政部長
(農業技術課食の安全係)

平成19年度福岡県農薬安全使用運動の実施について（通知）

農薬の安全使用及び適正な保管管理の徹底については、事故防止の観点から、関係機関及び関係者に対し指導いただいているところであります。

特に、6月は田植えの最盛期に当たることや、各作物に発生する病害虫の増加に伴い、農薬を使用する機会が最も多くなる時期です。

また、昨年、食品衛生法に基づくポジティブリスト制度が施行されたことから、これまで以上に農薬の適正使用や農薬飛散低減の指導が必要になっています。

このため、農薬を使用する食品の安全を確保し、農薬に起因する事故を防止することを目的に、別添「農薬危害防止運動の実施について」（厚生労働省医薬局長、農林水産省生産局長通知）に基づき、本年度も農薬安全使用運動を別紙要領のとおり実施しますので、運動の趣旨をご理解のうえ、運動の周知と趣旨の徹底について関係機関及び関係者に対し特段の指導をお願いします。

なお、別添のとおり「農薬安全使用重点啓発事項」を作成し広報誌へ掲載してもらうよう市町村長へ送付しておりますので、申し添えます。



平成19年度 福岡県農薬安全使用運動実施要領

第1 目 的

農薬の安全かつ適正な使用により農産物の安全性確保及び農業生産の安定、農薬使用者を含む県民の健康保持、生活環境の保全に資するため、関係機関の連携による農薬安全使用運動を展開する。

第2 名 称

福岡県農薬安全使用運動

第3 主 催

福岡県

第4 実施期間

運動期間は、平成19年6月1日から平成19年6月30日までの1か月間とする。
ただし、啓発活動及び指導取締は年間通じて実施する。

第5 運動事項

次の事項を重点に運動を展開する。

1 県民に対する運動実施及び趣旨の周知

2 農薬の安全かつ適正な使用と危害防止の啓発活動

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 散布前に必ず農薬ラベルを確認② 散布時には近隣作物や住宅街への飛散防止を徹底③ 水田では止水期間(1週間程度)を遵守④ 散布後は必ず散布器具(タンク、ホース等)を洗浄⑤ 防除履歴の正確な記帳 |
|---|

3 農薬販売者、防除業者及びその他の農薬使用者に対する関係法令(農薬取締法、毒物及び劇物取締法、食品衛生法等)の趣旨の徹底

4 医療機関との連携

5 その他農薬安全使用の推進及び農薬危害防止対策に関すること。

第6 運動の実施

別紙の平成19年度農薬危害防止運動の実施について(平成19年5月29日付け薬食発第0529007号19消安第2200号)の趣旨に添い、以下の運動を行う

1 県域段階の実施事項

農政部、保健福祉部のほか、関係機関及び団体の緊密な連携のもとに本運動を実施する。

(1) 広報の実施

多様な広報手段を活用して広報活動を行うとともに、関係機関の協力のもと、広

く県民への周知を図る。

(2) 資料の作成と配布

農薬による事故を未然に防ぐため、各種資料を作成配布して啓発を行う。

2 地域段階の実施事項

病害虫防除所長及び保健福祉環境事務所長は、両者協力の上、本運動の趣旨の徹底を図るとともに、啓発に努める。

(1) 講習会の開催

農業技術課長は市町村、農業協同組合、農薬販売者、防除業者等農薬使用者、病害虫防除員及びゴルフ場関係者等を対象に農薬の危害防止対策、中毒事故対策、関係法令、その他必要な事項について講習会を開催する。

(2) 農薬使用者に対する指導

病害虫防除所長は地域農業改良普及センター、農業協同組合等地域の指導関係機関と連携して、農薬使用者に対し、農薬の保管管理、農薬使用上の注意事項、農薬使用基準の遵守等について指導徹底を図る。

なお、指導に当たっては、農薬危害防止運動実施要綱第5の2農薬の適正使用等についての指導等の実施にも十分留意するように努めるものとする。

(3) 農薬事故の指導対策

ア 医療機関等との連携

農業技術課長は、医療機関等に対し農薬中毒の症状と治療法について解説した資料を配付する。

イ 農薬事故の把握

保健福祉環境事務所長は、管内医療機関等との連携を密にして、農薬事故の把握に努める。

ウ 農薬事故の報告

保健福祉環境事務所長及び病害虫防除所長は、農薬に係る事故状況を把握し、関係各部長に事故を報告するものとする。

(4) 農薬販売業者等の指導取締

病害虫防除所長及び保健福祉環境事務所長は、連携を密にし、農薬販売者や農薬使用者等の農薬取扱者を対象に農薬取締法及び毒物及び劇物取締法に基づく立入検査の強化等により指導等の徹底を図る。

農政部農業技術課
保健福祉部業務課

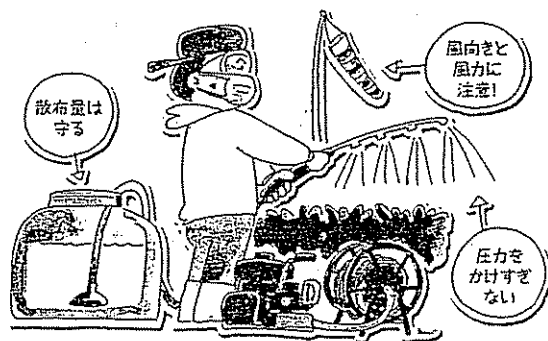
農薬安全使用重点啓発事項

福岡県農業技術課食の安全係

散布前に農薬ラベルを確認

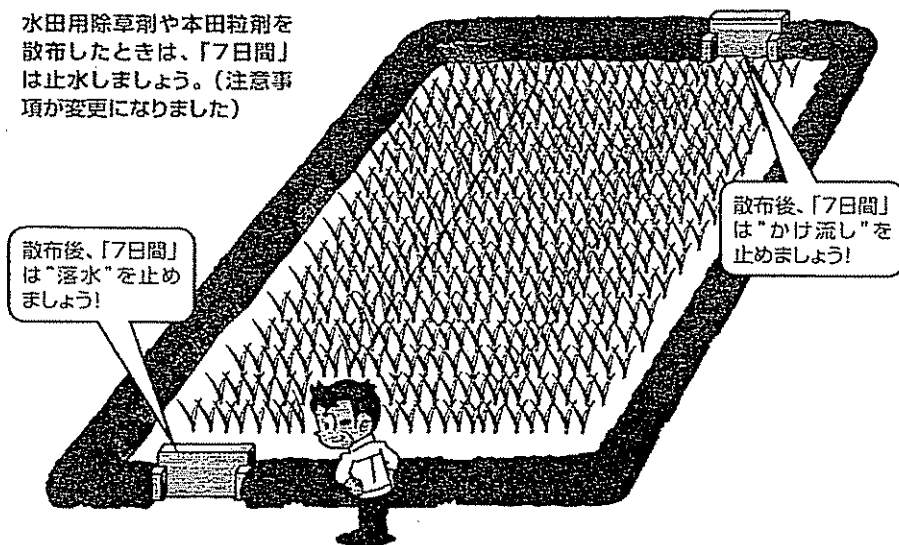


飛散防止を徹底



水田の止水期間(1週間程度)を遵守

水田用除草剤や本田粒剤を散布したときは、「7日間」は止水しましょう。(注意事項が変更になりました)



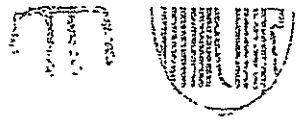
散布後は散布器具を洗浄



防除履歴の正確な記帳



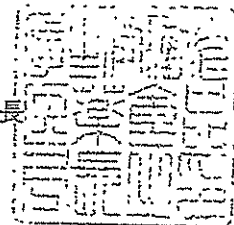
作物名、散布日時、場所、農薬名、散布量、希釈倍率、散布器具、天候、風の様子など



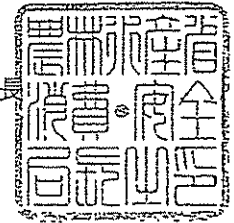
薬食発第0529007号
19消安第2200号
平成19年5月29日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区区长 殿

厚生労働省医薬食品局長



農林水産省消費・安全局長



平成19年度農薬危害防止運動の実施について

農薬危害防止運動については、これまで農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底に大きな役割を果たしてきており、その実施について従来から格別の御配慮をいただいているところである。

また、昨年度は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（ポジティブリスト制度）が施行され、農薬の飛散低減等、周辺環境への影響防止対策として、これまで以上に適切な農薬の選択や散布方法等についてきめ細やかな指導に御協力いただいたところである。

しかしながら、依然として、土壌くん蒸剤の取扱い不注意による使用者及び周辺住民への被害、殺虫剤によるミツバチへの被害並びに農薬を悪用した事件等が発生しており、また、農薬ラベルの確認の不徹底等に起因する農薬取締法（昭和23年法律第82号）第12条第1項及び「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年農林水産省・環境省令第5号）に基づき遵守することが義務付けられた農薬の使用方法に違反した事例が散見されたところである。

このような状況にかんがみ、本年においても、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、関係諸団体の協力を得て、別紙のとおり「農薬危害防止運動実施要綱」を定め、農薬危害防止運動を全国的に実施することとしたので、貴職におかれても本運動の実施について、特段の御配慮及び御協力をお願いする。



農薬危害防止運動実施要綱

第1 趣旨

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全性の確保及び農業生産の安定のみならず、国民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

このため、従来から、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく取締り等に努めてきたところである。

しかしながら、依然として農薬の使用に伴う人、家畜等に対する被害及び農薬の不適正な使用や悪用が散見される状況にある。また、農薬の使用地域の周辺住民等への健康影響に対する配慮が強く求められていることに加え、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（以下「ポジティブリスト制度」という。）が施行され、引き続き、農薬の一層の適正使用、農薬の飛散低減対策及びポジティブリスト制度の周知、地域や関係部局間の連携協力体制の強化が求められているところである。

このため、これら関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬の性質等に関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理、使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農薬による事故等を極力防止することを目的として、農薬危害防止運動を実施する。

第2 名称

農薬危害防止運動

第3 実施期間

原則として、平成19年6月1日から同年6月30日までの1か月間とするが、農薬の使用実態を考慮して、可能な限り長期に取り組むことが望ましい。

第4 実施主体

国、都道府県、保健所設置市及び特別区

第5 実施事項

国にあっては1の（1）及び2の（2）に掲げる事項を実施する。その際、地方農政事務所等の職員を活用し、都道府県等と連携の上、地域に密着した農

薬の適正使用等についての指導を行うものとする。

都道府県、保健所設置市及び特別区にあつては、次に掲げるすべての事項を実施する。その際、地域の特性を活かした運動方針、重点事項等を掲げた実施要領を作成し、関係機関及び関係団体が一体となった協力体制の整備を図るとともに、農業者、防除業者等農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）、毒物劇物取扱者、農薬販売者及び地域住民の意見を採り入れ、運動の活発化を図るよう努めるものとする。

1 農薬及び農薬使用に対する正しい知識の普及啓発

(1) 普及啓発の強化

① 広報誌等による普及啓発

報道機関への記事掲載の依頼を行うとともに、広報誌、ポスター、インターネット等多様な広報手段を用いて、本運動並びに農薬及び農薬使用に対する正しい知識の普及啓発を行う。

② 農薬使用者等に対する農薬の適正使用等に関する普及啓発

農薬散布の際の不注意等に起因する事故を未然に防止するため、農薬使用者を対象として、遵守すべき関係法令及び別記1「農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項」の周知徹底を図る。

また、農薬使用者のほか、毒物劇物取扱業者、農薬販売者等を対象に、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用、農薬による危害の防止対策、事故発生時の応急処置、関係法令、処分等に関する講習会等を開催し、農薬の適正使用に関する正しい知識の普及を図る。

その際、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、中毒時の応急処置等について解説した資料を配布し、理解の増進に努める。

(2) 医療機関等との連携

医療機関等に対して、農薬の中毒時の症状及びその応急処置等について解説した資料を配布し、万が一事故が発生した場合の処置体制について万全を期するとともに、今後の事故防止対策に反映させるべく、医療機関等との連携を密にし、医療機関等に対し、事故内容等の速やかな報告を依頼する等事故の状況を的確に把握する。

2 農薬の適正使用等についての指導等

(1) 農薬使用基準（農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号。以下「使用基準省令」という。）で定められている基準をいう。）等の遵守を図るよう、指導等を徹底する。

(2) 農薬による危害防止及び農作物の安全性を確保するため、別記2「農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策」に基づく対策を図ること並びに使用基準省令の各条項の徹底を図るよう指導する。

なお、指導の実施に当たっては、農業協同組合等、関係機関の職員を活用しつつ、訪問指導や集団指導等の方法によりその効果を上げるよう努め

る。

- (3) 農薬使用者等に対し、次の事項の徹底を図るよう指導する。なお、アの指導の実施に当たっては、関係部局、農業協同組合等が連携して、巡回指導や集団指導等の方法により効果的な指導を行うこととする。

ア 「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）に掲げる事項を周知徹底し、農薬の適正使用の徹底を図るよう指導する。特に、水田において農薬を使用するときは、止水期間の適切な水管理や畦畔整備等の措置を講じること。

イ 現地混用に関する注意事項の情報提供に努めるとともに、当該注意事項を遵守すること。

ウ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく有機農産物の認証を受けようとする農家の生産ほ場周辺で作業する場合には、農薬の飛散等に十分注意すること。

- (4) 住宅地等の周辺の街路樹、庭木、花壇、芝地、農地（家庭菜園、市民農園等を含む。）等における農薬使用者等に対し、「住宅地等における農薬使用について」（平成19年1月31日付け18消安第11607号・環水大土発第070131001号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）の周知を徹底し、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう指導するとともに、事前通知の実施等周辺住民に対して配慮するよう指導する。

- (5) 土壌くん蒸剤を使用する農薬使用者等に対し、「クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」（平成18年11月30日付け18消安第8846号農林水産省消費・安全局長通知）を周知徹底し、安全確保の徹底を図るよう指導する。

- (6) 農林水産航空事業（「農林水産航空事業の実施について」（平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通知）に定める「農林水産航空事業」をいう。）の実施主体に対し、当該事業の実施に当たり、関係法令を遵守し、危害の未然防止の徹底を図るよう指導する。

- (7) 無人ヘリコプターを用いる農薬使用者等に対し、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農林水産省農蚕園芸局長通知）及び「農林水産航空事業実施ガイドライン」（平成16年4月20日付け16消安第484号農林水産省消費・安全局長通知）を遵守し、危害の未然防止の徹底を図るよう指導する。

3 農薬使用者の健康管理に関する指導

農薬使用者に対し、その健康の管理に十分留意させるとともに、特に病害虫の共同防除に従事する者に対しては、作業の前後に必要な応じて健康診断を行うよう指導する。

4 農薬の適正販売についての指導等

- (1) 農薬販売者等を対象に、関係法令に基づく立入検査等を実施し、無登録農薬の販売の取締り及び適正な農薬の販売に関する指導を行う。特に毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）たる農薬の販売業者に対しては、別記3「毒劇物たる農薬の適正販売強化対策」の周知徹底を図る。

なお、農薬販売者に対する立入検査の実施に際しては、「毒物及び劇物取締法及び農薬取締法に基づく立入検査に係る技術的助言について」（平成19年3月30日付け薬食発第0330025号・18消安第14527号厚生労働省医薬食品局長、農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、同一年度に重複して実施されることのないよう、毒物及び劇物取締法担当部局と農薬取締法担当部局との間で連絡を密にし、相互の情報の共有化を図る。

- (2) 農薬の販売に当たっては、都道府県知事への届出、毒劇物たる農薬の販売に当たっては、都道府県知事等への登録が義務付けられているので、当該届出等を行うことなく、農薬をインターネット等を利用して販売しないよう指導の徹底を図る。

5 環境への危害防止対策

- (1) 魚介類の被害の防止、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全を図るため、農薬を使用する場所の周辺の公共用水域の水質の調査等を必要に応じて行い、その結果を活用して農薬使用者等を指導する。なお、水質調査等の実施に際しては、水道事業者等関係機関が実施する水質検査結果を活用する。

- (2) 土壌くん蒸剤の臭化メチルについては、不可欠用途として使用する時には、その使用量及び排出量の削減並びに代替薬剤及び代替技術の円滑な導入・普及を強力に推進する。

- (3) 「みつばちへの危害防止に係る関係機関の連携の強化等について」（平成17年9月12日付け17消安第5679号消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長、生産局畜産部畜産振興課長通知）に基づき、養ほう関係者、農薬使用者、農業団体等の連携強化を図る。

別記 1

農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項

1 農薬による事故の主な原因

- (1) 農薬の保管管理が不適切であり、老人、子供等が誤飲する状況にあったこと。
- (2) 散布作業前日及び散布作業後に飲酒又は睡眠不足によること。
- (3) 病後、睡眠不足等体調の万全でない状態で散布作業に従事したこと。
- (4) 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備が不十分な状態で散布作業に従事したこと。
- (5) 炎天下で長時間散布作業に従事したこと。
- (6) 強風中や風下での散布等散布者の不注意により、農薬に暴露したこと。
- (7) 散布途中で喫煙したこと又は散布後農薬が付着した手で食事をしたこと。
- (8) 防除機等の点検不備により薬液を浴びたこと。
- (9) 周辺に通行人がいることを十分確認せず散布したこと。
- (10) 土壌くん蒸剤を使用した後、揮散防止措置を講じなかったこと。
- (11) 定められた使用方法以外の方法による散布等、農薬を不適正な方法で使用したこと。

2 農薬による事故防止のための注意事項

- (1) 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意すること。
- (2) 農薬を他の容器（清涼飲料水の容器等）へ移し替えないこと。
- (3) 散布作業前日及び散布作業後には、飲酒をひかえ、又、十分な睡眠をとること。
- (4) 体調の優れない、又は著しく疲労しているときは、散布作業に従事しないこと。
- (5) 農薬の使用に当たっては、容器の表示事項等をよく読んで、安全かつ適正に使用すること。また、使用に関し不明な点がある場合は、病虫害防除所等に相談すること。
- (6) 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、農薬の取扱いを慎重に行うこと。
- (7) 散布に当たっては、事前に防除機等の十分な点検整備を行うこと。
- (8) 風下からの散布、水稻の病虫害防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の手持ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意すること。
- (9) 農薬を散布するときは、散布前に関係者に連絡し、必要に応じ立札を立てることなどにより、子供や散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮するとともに、居住者、通行人、家畜、蚕等に被害を及ぼさないよう、風向き等に十分注意すること。
- (10) 散布作業は、風の強くない、朝夕の涼しい時間を選び、2～3時間ごとに交替して行うこと。
- (11) 公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐようにすること。
- (12) クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の取扱いについては、表示された使用上の注意事項を遵守すること。また、薬剤が揮散し周辺に影響を与えないよう風向きなどに十分注意し、被覆を完全に行うこと。
- (13) 水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じ、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期すること。
- (14) 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、又は気分が少しでも悪くなった場合には、医師の診断を受けること。
- (15) 作業後は、手足はもちろん、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替えること。
- (16) 使用残農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したりすると、思わぬ事故を引き起こすことがあるので、その処理に当たっては関係法令を遵守して適正に行うこと。また、使用残りの調製液や散布に使用した器具及び容器を洗浄した水は、排水路や河川等に直接排水することを避け、活性炭や凝集剤を用いた処理、散布むらの調整への利用等適切に処理すること。特に、種子消毒剤等農薬の廃液処理に当たっては、周辺環境に影響を与えないよう十分配慮した処理を行うこと。
- (17) 農薬の空容器、空袋等の処理は、廃棄物処理業者に処理を委託する等により適切に行うこと。

別記 2

農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策

1 農薬の不適正使用の主な原因

- (1) 使用する農薬と同一の有効成分を含む他の農薬が使用対象とする農作物に使用できるため、当該農薬についても、当該農作物に使用できるとの誤解
- (2) 使用する農薬が類似した農作物に使用できるため、使用対象外の農作物にも使用できるとの誤解
- (3) 使用する農薬に対する慣れによる使用時期及び使用回数等、使用基準の確認不足
- (4) 農薬の効果に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用
- (5) 使用から収穫までの日数が長く設定されている農薬について使用からの経過日数の確認不足
- (6) 病害虫が継続的に発生したことによる同一農薬の反復使用
- (7) 同一の有効成分を含む複数の農薬の併用

2 農薬の不適正使用の防止対策

- (1) 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なるため、農薬の使用前にラベルを確認する。
- (2) 類似した農作物に使用できる農薬であっても、使用対象とする農作物に使用できるとは限らないため、農薬の使用前にラベルを確認する。
- (3) 常日頃使用している農薬であっても、農薬の使用前にラベルを確認する。
- (4) 農薬の使用量や希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることを認識し、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。
- (5) 使用時期と農作物の出荷予定日までの日数が確保されるか、農薬の使用前にラベルを確認する。
- (6) 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用した日から収穫までの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。
- (7) 同じ農薬の連続使用は避ける。
- (8) 同一の有効成分を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

別記 3

毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

1 毒劇物たる農薬の悪用の要因

毒劇物たる農薬が悪用される要因として、当該農薬の譲受者は農家等であり、毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という。）の知識が必要ないため、毒劇法上販売業の登録を受けた者でなければ、毒劇物を販売又は授与できない規定等が周知されていないことが考えられる。

2 毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

- (1) 特に毒物劇物営業者以外の者に対して毒劇物たる農薬の販売をするに当たって、当該毒劇物を販売又は授与することは法律で禁止されていることを譲受人等に伝えること。
- (2) 毒劇物たる農薬の販売に当たって、当該毒劇物の廃棄においては、法律上基準があることを譲受人等に伝えること。
- (3) 毒劇法第14条及び第15条の規定を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認を行うこと。
- (4) 譲受人等の言動その他から安全な取扱いに不安があると認められる者には交付しないこと。